

介護サービス見込み量の推計について

平成29年7月

大阪市 福祉局 介護保険課

介護サービス見込み量の推計について

介護サービス見込み量の算出手順

(1) 目標値の設定の考え方【基本指針(案)第2-4-(二)の内容】

第7期事業計画の策定に当たっては、今後の高齢者の動向を勘案して2025(平成37)年度の介護需要やそのために必要な保険料水準を推計するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた第7期以降の各計画期間を通じた段階的な充実の方針とその中での第7期の位置づけを明らかにし、第7期の目指す目標と具体的な施策を設定する。

(2) 介護サービス見込み量算出の流れ

現在、国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、以下のとおり費用の算定を行う。

高齢者人口(第1号被保険者数)の推計

男女別・年齢階層別に、平成30～32年度及び37年度の各年の高齢者人口を推計する。

要介護認定者数の推計

で算出した高齢者人口(平成30～32年度及び37年度)に、別途推計した認定率を乗じて、認定者数を算出する。

$$\text{高齢者人口} \times \text{推計認定率} = \text{認定者数}$$

施設・居住系サービス利用者数見込みの推計

で算出した要介護認定者数(平成30～32年度及び37年度)を基に、介護保険3施設及び居住系サービス(認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護)の利用者数を見込む。

標準的居宅(介護予防)サービス等の受給対象者数の算出

で推計した要介護認定者数(平成30～32年度及び37年度)から の施設・居住系サービス利用者数見込みを減じて、標準的サービスの受給対象者数()を算出する。

標準的居宅(介護予防)サービス及び標準的地域密着型(介護予防)サービスのうちいずれか1種類以上のサービスを受給する可能性のある者の数

$$\text{認定者数} - \text{施設・居住系サービス利用者} = \text{標準的サービス受給対象者}$$

標準的居宅（介護予防）サービス等の受給者数の推計

で算出した標準的サービスの受給対象者数（平成 30～32 年度及び 37 年度）に、別途推計した受給率（ ）を乗じることにより、標準的サービスの実際の受給者数を推計する。

（ 標準的サービス受給対象者のうち、何らかの標準的サービスを利用する者の割合 ）

$$\text{受給対象者数} \times \text{受給率} = \text{標準的サービスの実受給者数}$$

各サービスの必要量の推計

で算出した標準的サービス受給者数をベースに、個々のサービス別に、利用率（ ）及び 1 人あたり利用回数・日数等を実績に基づき推計することで、サービスごとの必要量を算出する。

（ 標準的サービス受給者が個々の種類のサービスを利用する割合 ）

$$\text{標準的サービス受給者数} \times \text{利用率} \times \text{1人あたり利用回数・日数等} = \text{各サービスの必要量}$$

総給付費及び第 1 号被保険者の保険料額（平成 30～32 年度及び 37 年度）の算出

以上で推計したサービス必要量に、別途算出した各サービス利用 1 人 / 1 回 / 1 日あたり給付額等乗じ、各サービスの種類ごとの費用、地域支援事業に係る費用等を推計するなどして、総給付費及び第 1 号被保険者の保険料額を算出する。